

# 令和5年度 受賞者名簿

(敬称略)

## ○町内自治会長の部

NO	地区	町内自治会名	氏名
1	6	第5稲毛ハイツ自治会	
2	15	シーアイマンション西千葉自治会	
3	20	天台ともしび自治会	
4	39	天台町内会	
5	49	緑町西部自治会	
6	49	黒砂北部自治会	
7	49	黒砂1丁目自治会	
8	37	小深町自治会	

## ○地区町内自治会連絡協議会長の部

1	19	稲毛中学校区 (第19地区町内自治会連絡協議会)	
2	49	緑町中学校区緑・黒砂 (第49地区町内自治会連絡協議会)	

### 千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会表彰内規【一部抜粋】

(表彰の基準)

第1条 この内規は、稲毛区内において地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。ただし、過去に千葉市町内自治会連絡協議会において被表彰者に該当する者を除く。

- (1) 5年以上引続いて町内自治会長の職にあつて退任したもの。
- (2) 3年以上引続いて地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて退任したもの。
- (3) 町内自治会長又は地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて在職中に死亡したもの。

令和5年度

千葉市稲毛区町内自治会  
連絡協議会通常総会資料

日時 令和5年5月14日（日）午前10時

会場 穴川コミュニティセンター1階多目的室

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会

## 通常総会次第

1 開会のことば

2 区連協会長挨拶

3 表彰式

4 来賓祝辞

5 議長選出

6 議事録署名人選出

7 議案審議

議案第1号	令和4年度事業報告について	P1～6
議案第2号	令和4年度収入支出決算報告について (令和4年度監査報告について)	P7～8 P9
議案第3号	令和5年度役員(会長・副会長及び会計)の承認について	P10
議案第4号	令和5年度事業計画(案)について	P11～12
議案第5号	令和5年度収入支出予算(案)について	P13～14
議案第6号	監事選任について	P15
議案第7号	稲毛区町内自治会連絡協議会会則の改正について	P16

9 閉会のことば

## 令和4年度事業報告書

<p>令和4年4月12日 監事会 監事による監査を実施</p>	<p>稲毛区役所会議室において監事を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度収入支出決算審査について</li> <li>2 通常総会監査報告者の選任について</li> </ol>
<p>令和4年4月12日 第1回三役会理事会</p>	<p>稲毛区役所会議室において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度収入支出決算案について</li> <li>2 区連協役員の改選について</li> <li>3 通常総会の実施方法等について</li> <li>4 その他（市連協役員、各種委員について等）</li> </ol>
<p>令和4年4月19日 第2回三役会理事会</p>	<p>稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総会役割分担と総会スケジュールの確認について</li> <li>2 当日の進行台本の確認について</li> <li>3 区連協表彰について</li> </ol>
<p>令和4年5月8日 通常総会</p>	<p>敬愛大学3号館4階3406号室にて通常総会を実施し、下記事項について報告及び決議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度事業報告について</li> <li>2 令和3年度収入支出決算報告について （令和3年度監査報告について）</li> <li>3 令和4年度役員（会長、副会長及び会計）の承認について</li> <li>4 令和4年度事業計画（案）について</li> <li>5 令和4年度収入支出予算（案）について</li> <li>6 監事選任について</li> </ol>
<p>令和4年6月15日 第3回三役会理事会</p>	<p>稲毛保健福祉センター大会議室において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金について</li> <li>2 令和4年度要望事項について</li> </ol>
<p>令和4年7月19日 第4回三役会理事会</p>	<p>稲毛保健福祉センター大会議室において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会について</li> </ol>
<p>令和4年11月14日 第5回三役会理事会</p>	<p>稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会について</li> </ol>

<p>令和5年1月19日 第6回三役会理事会</p>	<p>稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区連協表彰推薦依頼について</li> <li>2 視察研修会について</li> <li>3 その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度のスケジュールについて</li> </ol> </li> </ol>
<p>令和5年2月8日 視察研修会</p>	<p>下記施設へ視察研修を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新港クリーン・エネルギーセンター (千葉県美浜区新港)</li> <li>2 千葉県西部防災センター (松戸市松戸)</li> </ol> <p>研修詳細については別紙研修報告参照。</p>
<p>令和5年3月8日 第7回三役会理事会</p>	<p>稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金の実績報告等について</li> <li>2 令和4年度決算見込みについて</li> <li>3 令和5年度通常総会の開催について</li> <li>4 令和5年度区連協要望事項の提出について</li> <li>5 その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度地区連負担金・交付金(見込み)について</li> <li>2 組織改正について</li> <li>3 次年度の三役会と理事会の分離について</li> </ol> </li> </ol>

# 令和4年度 千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会報告

- 1 視察日 令和5年2月8日(水)
- 2 視察先 ○新港クリーン・エネルギーセンター(千葉市美浜区新港)  
○千葉県西部防災センター(松戸市松戸)
- 3 参加者 23名(区連協会長ほか22名の町内自治会長等)

## 4 視察の概要

本年度は、今後のまちづくりへの取組みの参考とするため、千葉市美浜区内の「新港クリーン・エネルギーセンター」と松戸市内の「千葉県西部防災センター」への視察を実施した。

## 5 視察内容

### (1) 新港クリーン・エネルギーセンター

#### ① 施設概要

新港クリーン・エネルギーセンターは、地球温暖化防止対策を背景とした社会的二一級に対応した資源循環型社会の構築に資する工場とし位置づけ、廃棄物をエネルギー資源として最大限に活用することを目的に平成14年12月に竣工されている。

#### ② 施設の特徴

##### ア 公害防止設備を完備

公害防止を最重点目標として、最新の公害防止設備を導入している。

- ・ 燃焼ガス温度を850℃以上で2秒間以上滞留させ、ダイオキシンを熱分解させた後、バクフィルタによって灰と共に捕集する。また、捕集した灰を溶融することでダイオキシンを熱分解させて、排出基準以下を厳守している。
- ・ ごみ臭気は、工場と外部を遮断し、焼却炉内に送入して約850~900℃の熱で分解させ、無害化を図っている。
- ・ 工場排水は、排水処理施設で処理し、工場内で再利用しているが、利用しきれない分については公共下水道へ放流している。
- ・ ごみ収集車に付着した汚れは自動洗車装置で洗い落としてから退場している。

##### イ ごみ発電によるエネルギーの有効利用

ごみ焼却ボイラで発生した蒸気を、蒸気タービンで発電を行うごみ発電を採用している。発電した電力は工場内で利用されるほか、余剰電力は電力会社に売電している。発生した蒸気は、発電以外にも工場内の給湯を行うほか場外への熱供給も行っている。

### ウ 灰溶融施設による焼却灰の減容化

ごみ焼却によって約10分1に減容された灰を、すべて高温でスラグ化することによって、さらに約2分1に減容し、最終処分場の延命化を図っている。

また、有害物質がスラグから溶出することがないので、公害の発生を防止できる。

### ③ 主要施設

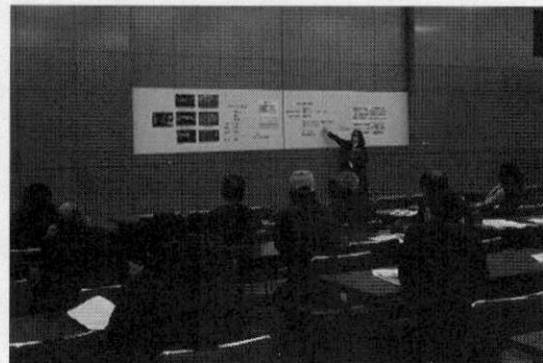
#### <ごみ焼却施設>

燃 却 能 力	1日最大145トンのごみを焼却できる焼却炉が3基
炉 形 式	全連続燃焼式燃焼炉(ストーカ式)ごみを残らず灰にする工法
排ガス冷却方式	廃熱ボイラ式
排ガス処理方式	バクフィルタ(ろ過式種集じん木器) ガス洗浄塔 脱硝反応塔
発 電 方 式	ごみ発電方式 発電能力 最大9,170kW

#### <灰溶融施設>

溶 融 能 力	36 t/日(2基交互運転)
溶 融 形 式	プラズマ溶融方式

新港クリーン・エネルギーセンターでの様子



## (2) 千葉県西部防災センター・防災体験学習施設

### ① 施設概要

1998年開館、千葉県の防災備蓄倉庫や防災ヘリポートに隣接する単独型防災体験館で、2階建ての構造になっている。

体験は、完全ガイドツアー形式でのレクチャーを受けることができる。

所在地 松戸市松戸558-3  
開館時間 9:00~16:30  
休館日 毎週火曜日(祝祭日の場合は翌日)

### ② 体験施設の概要

#### 1階

##### オリエンテーション

地震・火災・風水害の恐ろしさと防災意識の重要性を紹介している。

##### 防災映像の視聴

自然災害の恐ろしさを学ぶための記録映像を上映している

##### 地震シミュレーション体験

地震によって引き起こされた都市型防災の状況シミュレーションにより再現し、体験者の判断を取り入れながら相互対話形式にストーリーが展開し、体験的に防災知識を学ぶことができる。

#### 2階

##### 地震の体験

大きな震災など同様の状況を、起震装置を使ってリアルに体験することができる。また、地震のメカニズムや地震時の行動、日頃の備えの重要性についても学ぶことができる。

風水害のメカニズムや自然災害から身を守るための知識について学ぶことができる。また、風速30m/秒、雨量30mm/時の風雨の威力を実際に体験することができる。

##### 119番通報体験

火災と救急についての119番通報シミュレーションを使って、通報の仕方、通報の仕組みなどを知ることができる。

##### 火災の消火体験

火災についての知識と初期消火の方法を学び、訓練用の消火器を使って消火訓練を体験することができる。



### 煙避難体験

火災時の、主に煙による災害の実態や煙の性質についての知識を深め、体験装置を使って煙の中を安全に避難する方法を学ぶことができる。

### 応急救護体験

訓練用人体模型を使った心肺蘇生など、災害時の応急救護の方法を知識だけでなく体験的に学ぶことができる。

千葉県西部防災センターでの様子



## 6 行程表

稲毛区役所 ～ 新港クリーン・エネルギーセンター（視察）～ 谷津船橋 IC ～

（東関東自動車道・高谷 JCT・東京外環自動車道）～松戸 IC～ 割烹しの田（昼食）

～ 千葉県西部防災センター（視察）～ 市川道の駅（休憩）～ 市川中央 IC ～

（東京外環自動車道・高谷 JCT・東関東自動車道）～ 湾岸習志野 IC ～ 稲毛区役所

## 令和4年度収入支出決算書

## 収入

(単位:円)

科目		当初予算額	予算現額	収入済額	差引額	摘要
項	目					
補助金		1,524,000	1,524,000	1,278,472	▲ 245,528	区連協補助金の返還額:245,528 円 (地区連協交付金の戻入額:11,430 円を含む)
		区補助金	1,524,000	1,524,000	1,278,472	
負担金		94,300	94,300	94,300	0	地区連協負担金(9地区) (地区均等割・世帯数に乗じた金額)
		負担金	94,300	94,300	94,300	
繰越金		519,900	519,900	519,900	0	
		前年度繰越金	519,900	519,900	519,900	
雑収入		7	7	9	2	預金利子
		雑収入	7	7	9	
計		2,138,207	2,138,207	1,892,681	▲ 245,526	

## 支 出

(単位:円)

科 目		当初予算額	補正予算額	流用額	予算現額	支出済額	差引額	摘要
項	目							
事務費		390,000	0	0	390,000	192,020	197,980	
	事務費	390,000	0	0	390,000	192,020	197,980	事務用品・役員届郵送費・切手等
会議費		183,000	0	0	183,000	51,455	131,545	
	総会費	153,000	0	0	153,000	44,068	108,932	総会に係る表彰用品・開催案内郵送代等
	役員会議費	30,000	0	0	30,000	7,387	22,613	会議飲料代
旅費・報償費		376,000	0	0	376,000	253,367	122,633	
	活動研修費	250,000	0	0	250,000	153,367	96,633	視察研修会
	費用弁償	126,000	0	0	126,000	100,000	26,000	会議出席者交通費
交付金		794,000	0	0	794,000	781,630	12,370	
	交付金	794,000	0	0	794,000	781,630	12,370	9地区連協への交付金
交際費		20,000	0	0	20,000	0	20,000	
	交際費	20,000	0	0	20,000	0	20,000	
予備費		375,207	0	0	375,207	0	375,207	
	予備費	375,207	0	0	375,207	0	375,207	
計		2,138,207	0	0	2,138,207	1,278,472	859,735	

(収入済額)

1,892,681円

(支出済額)

1,278,472円

=

(繰越予定額)

614,209円

(次年度へ繰越)

# 令和4年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会 収入支出監査報告書

## 監査対象

令和4年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会収入支出決算書及び関係帳簿等

## 監査期日

令和5年4月11日、4月18日

## 監査所見

令和4年度の収入支出決算額は、出納書類を余すことなく精査のうえ、その内容について厳正に監査した結果、適正に処理されており、正当なものと認めたのでご報告いたします。

令和5年4月11日

監事

令和5年4月18日

令和5年4月11日

監事

令和5年4月18日

議案第3号

令和5年度役員（会長・副会長及び会計）の承認について、

会 長      草野中学校区



副会長      山王中学校区



副会長      轟町中学校区



会 計      緑が丘中学校区



会 計      小中台中学校区



## 令和5年度事業計画（案）について

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 区行政との連絡及び協力に関すること。  
区民参加の市政を推進するため、地域と行政を結ぶパイプ役として地域の発展に寄与貢献する。
- 2 住民福祉の向上と青少年の健全育成に資する良好な環境等の保全と住民相互の連帯意識の高揚を図り、安全で安心な住みよいまちづくりを推進する。
  - (1) ごみの積極的な減量、リサイクルの実践及びごみ捨てモラルの向上を図る。
  - (2) 駐車モラルの向上など、良好な交通環境の確保を図る。
  - (3) 地域における自主防災組織の結成を図る。
  - (4) 防災訓練の実施などを通じ、防災意識の高揚を図る。
  - (5) 防犯活動（防犯パトロール等）の推進を図る。
  - (6) 稲毛区民まつりへ協力・参加をする。
  - (7) 青少年の健全育成に協力する。
- 3 要望事項を提出し、その達成を図る。  
区内各地域に共通する諸問題及び区民に関する諸事業についての要望事項を行政と共に検討し、その達成を図る。
- 4 その他必要な事項に関すること。  
その他区連協活動の向上を図るための諸事業を実施する。

(次ページへ続く)

主な会議等の予定

R5年度日程	内容
R5.4.11(火) 13:30~	監事会 第1回三役会・理事会 ・役員の改選 ・令和4年度事業報告、決算・監査報告 ・令和5年度事業計画、支出予算 ・通常総会の実施方法等
4.18(火) 14:00~	第2回三役会・理事会 ・通常総会に係る打合せ ・被表彰者の確認
5.14(日) 10:00~	通常総会
6.13(火) 16:00~	第3回三役会・理事会 ・地区連交付金の交付手続き ・区連協要望事項検討
7.18(火) 14:00~	第4回三役会理事会 ・地区連負担金の徴収 ・視察研修会アンケート配付
10.15(日)	第31回稲毛区民まつり
11.13(月) 14:00~	第5回三役会・理事会 ・視察研修会視察候補地決定
R6.1.18(木) 16:00~	第6回三役会・理事会 ・区連協表彰推薦依頼 ・視察研修会詳細説明 ・区連協要望事項の結果報告
2.7(水)	視察研修会
3.6(水) 15:00~	第7回三役会・理事会 ・令和5年度決算見込みについて ・令和5年度地区連交付金の実績報告依頼 ・令和6年度通常総会の開催について ・令和6年度要望事項の依頼

## 令和5年度収入支出予算書(案)

## 収入

(単位:円)

科目		本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
項	目				
補助金		1,519,000	1,524,000	▲ 5,000	区町内自治会連絡協議会運営補助金
		区補助金	1,519,000	1,524,000	
負担金		93,700	94,300	▲ 600	地区連負担金(9地区) (地区均等割・世帯数に乗じた金額)
		負担金	93,700	94,300	
繰越金		614,209	519,900	94,309	
		前年度繰越金	614,209	519,900	
雑収入		7	7	0	預金利子
		雑収入	7	7	
計		2,226,916	2,138,207	88,709	



支 出

(単位:円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
項	目				
事務費		390,000	390,000	0	
	事務費	390,000	390,000	0	事務用品・役員届郵送費・切手等
会議費		183,000	183,000	0	
	総会費	153,000	153,000	0	消耗品代・総会案内郵送代・区連協表彰経費等
	役員会議費	30,000	30,000	0	お茶等
旅費・報償費		376,000	376,000	0	
	活動研修費	250,000	250,000	0	視察研修会
	費用弁償	126,000	126,000	0	役員の交通費等
交 付 金		789,450	794,000	▲ 4,550	
	交 付 金	789,450	794,000	▲ 4,550	9地区連協への交付金(振込手数料含む)
交 際 費		20,000	20,000	0	
	交 際 費	20,000	20,000	0	弔慰金・見舞金
予 備 費		468,466	375,207	93,259	
	予 備 費	468,466	375,207	93,259	
計		2,226,916	2,138,207	88,709	

議案第6号

## 監事の選任について

監 事

---

監 事

---

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会会則(抜粋)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は、稲毛区役所地域づくり支援課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、稲毛区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第5章 補 則

(会則の改正)

第18条 本会則の改正は総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(委 任)

第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会にはかつて定める。

附 則

この会則は、平成4年5月17日より施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月14日より施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月14日より施行する。

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会 町内自治会一覧表(187自治会)

通番	地区	枝番	町内自治会等名
1	06	001	園生町内会
2	06	002	園生三和会
3	06	003	園生台自治会
4	06	004	園生町みどり会
5	06	005	園生町双葉自治会
6	06	006	グリーンプラザ園生自治会
7	06	007	園生新和会
8	06	008	稲毛パークハウス自治会
9	06	009	小中台町内会
10	06	010	小中台親和会
11	06	011	小仲台第五自治会
12	06	012	第二徳川園町内会
13	06	013	ビレッジハウス小中台自治会
14	06	014	小中台中央会
15	06	017	小仲台自治会
16	06	019	小仲台新向会自治会
17	06	023	イトーピア稲毛マンション自治会
18	06	024	宮野木町内会
19	06	025	宮野木第一自治会
20	06	026	小仲台中自治会
21	06	027	コープ園生自治会
22	06	028	園生ガーデニアハイツ自治会
23	06	029	園生町園和会
24	06	030	野村宮野木住宅地自治会
25	06	031	稲毛ビューハイツ自治会
26	06	032	ソフィア稲毛自治会
27	06	033	ワコーレ稲毛ガーデン自治会
28	06	034	第5稲毛ハイツ自治会
29	06	035	光建ホーム稲毛自治会
30	06	037	第2稲毛ハイツ管理組合自治会
31	06	038	第3稲毛ハイツ管理組合自治会
32	06	039	テラスハウス稲毛管理組合自治会
33	06	040	コスモ稲毛グランエール自治会
34	06	041	宮野木あさま台自治会
35	06	042	ライオンズガーデン園生町自治会
36	06	044	フラワーヒルズ自治会
37	06	045	プライムステージ稲毛小中台自治会
38	06	046	ダイアパレス稲毛緑園自治会
39	06	047	アクアフォレスト・ルネ稲毛自治会
40	06	048	さくら自治会
41	06	049	小仲台住宅2号棟自治会
42	06	050	ウィズ稲毛ヒルトップテラス自治会
43	06	052	Brillia稲毛自治会
44	06	053	稲毛小仲台緑の会
45	06	054	宮野木町第1団地4棟・5棟管理組合
46	06	055	稲毛ヒルトップ・フォート自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
47	06	056	園生の丘自治会
48	15	001	轟町第一親睦会
49	15	002	轟町第一団地自治会
50	15	003	轟町一丁目自治会
51	15	004	第3轟住宅親和会
52	15	005	轟町新生自治会
53	15	006	轟町五一四自治会
54	15	007	轟町四丁目町内会
55	15	008	轟町3丁目自治会
56	15	009	轟町親交会
57	15	012	轟町さくら会
58	15	013	弥生県営住宅弥生会
59	15	014	弥生町自治会
60	15	017	穴川町会
61	15	018	弥生会
62	15	020	黒砂台高灯会
63	15	021	ハッコー稲毛マンション自治会
64	15	022	県営住宅轟団地自治会
65	15	023	シャルム稲毛自治会
66	15	024	轟住宅自治会
67	15	025	シャルム西千葉自治会
68	15	026	西千葉パーク・ホームズ自治会
69	15	027	轟町第一団地2棟自治会
70	15	028	ユービセーヌ西千葉自治会
71	15	029	シーアイマンション西千葉自治会
72	15	030	轟町五丁目自治会
73	15	031	ウィズ西千葉自治会
74	15	032	ハイホーム稲毛チェリーヒルズ自治会
75	19	001	稲毛一丁目第一自治会
76	19	002	稲毛1丁目第2自治会
77	19	005	稲毛三丁目町内会
78	19	006	稲毛三丁目自治会
79	19	007	稲毛三丁目いずみ自治会
80	19	008	稲毛東町内会
81	19	009	稲毛南部自治会
82	19	010	稲毛アルコール自治会
83	19	011	稲毛東5丁目自治会
84	19	012	稲毛東6丁目自治会
85	19	013	稲毛東6丁目まつき自治会
86	19	014	稲毛町5丁目自治会
87	19	016	稲毛台自治会
88	19	017	稲丘町自治会
89	19	018	ハイマート稲毛自治会
90	19	019	稲毛台サンハイツ自治会
91	19	020	サンコーポ稲毛自治会
92	19	021	稲毛海岸自治会
93	19	022	コスモ稲毛ロイヤルステージ自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
94	19	024	稲毛2丁目自治会
95	19	025	レジデンシャルコート稲毛自治会
96	19	026	ウェリス稲毛自治会
97	20	002	天台ともしび自治会
98	20	003	天台親和会
99	20	004	天台新栄会
100	20	005	千草台団地自治会
101	20	006	萩台・天台あざみ自治会
102	20	007	萩台わかば自治会
103	20	008	萩台町自治会
104	20	009	西千葉サンハイツ自治会
105	25	001	園生町草野町内会
106	25	002	園生県営住宅自治会
107	25	003	園生長者山町会
108	25	004	園生町日堀町内会
109	25	005	園生町美園会
110	25	008	朝日自治会
111	25	009	草野団地町内会
112	25	010	京成園生団地自治会
113	25	011	長沼中央自治会
114	25	012	あやめ台自治会
115	25	014	コープ野村園生自治会
116	25	015	池の辺自治会
117	25	016	ダイアパレス稲毛自治会
118	25	017	ヴィルフォーレ稲毛団地管理組合法人
119	25	019	園生町サニークレスト稲毛自治会
120	25	021	ルネ・園生自治会
121	25	022	園生町新日自治会
122	25	023	ルネサンスアリーナ稲毛自治会
123	25	024	ザ・クイーンズガーデン稲毛自治会
124	25	025	ウィズ稲毛管理組合
125	25	026	新草会自治会
126	37	001	小深町自治会
127	37	002	六方町自治会
128	37	003	小深町菱和団地自治会
129	37	004	あけぼの台自治会
130	37	005	長沼原台自治会
131	37	006	長沼原町自治会
132	37	007	山王町東自治会
133	37	008	山王町中央自治会
134	37	009	山王町西町内会
135	37	010	山王町南自治会
136	37	011	ゆかりの杜自治会
137	39	001	作草部町第二町内会
138	39	002	作草部親交会
139	39	003	作草部県住自治会
140	39	004	作草部町都賀自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
141	39	005	新生会自治会
142	39	006	作草部親和会
143	39	008	作草部第一町内会
144	39	009	作草部第三町内会
145	39	010	ハイマート西千葉自治会
146	39	011	西千葉グリーンハイツ自治会
147	39	017	東寺山町若緑会
148	39	018	ハイマート千葉自治会
149	39	019	NICガーデンハイム西千葉自治会
150	39	021	レーベンハイム西千葉自治会
151	39	022	天台町内会
152	39	023	POPTOWN町内自治会
153	41	001	京成宮野木団地自治会
154	41	002	京成宮野木第二自治会
155	41	003	第一徳川園自治会
156	41	004	宮野木しずか台自治会
157	41	005	宮園自治会
158	41	006	京友会自治会
159	41	007	長沼町京成団地自治会
160	41	008	東建タウンハウス親和会
161	41	009	東建稲毛住宅自治会
162	41	010	稲毛ファミリーハイツ自治会
163	41	011	長沼協和自治会
164	41	012	あやめ台団地住宅管理組合
165	41	013	東宮野木自治会
166	41	014	長沼町京成第三団地自治会
167	41	016	あやめ台住宅地自治会
168	41	017	緑が丘自治会
169	41	018	つくしの台自治会
170	41	019	ライフタウン稲毛自治会
171	41	020	エグゼ稲毛自治会
172	41	021	長沼町内会
173	41	023	長沼町寿会
174	41	024	長沼町モアステージ稲毛自治会
175	41	025	若葉の丘自治会
176	41	026	宮の杜自治会
177	41	027	コスモアベニュー稲毛自治会
178	41	028	オーベル稲毛長沼管理組合
179	41	029	稲毛ローズタウン自治会
180	41	030	北宮野木自治会
181	49	005	緑町一丁目自治会
182	49	006	緑町西部自治会
183	49	007	黒砂第一自治会
184	49	008	黒砂第二自治会
185	49	009	黒砂北部自治会
186	49	010	黒砂台一丁目自治会
187	49	012	黒砂1丁目自治会

# 千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会と称する。

(事 務 局)

第 2 条 本会の事務局は、稲毛区役所地域振興課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第 3 条 本会は、稲毛区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## 第 2 章 組 織

(組 織)

第 4 条 本会は稲毛区内の町内自治会長を会員とし、別表に掲げる地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉県町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。



(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

会 長	1名	理 事	若干名
副 会 長	2名	監 事	2名
会 計	2名		

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し総会の承認を受けるものとする。

- 2 会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。
- 3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長をもってこれに充てるものとする。但し、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、稲毛区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。
- 4 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示をうけて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示をうけて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会にはかり会長が別に定める。

(顧問および相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

### 第 3 章 会 議

#### (会 議)

第 1 2 条 会議は、総会、理事会、及び三役会とする。

#### (総 会)

第 1 3 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分1以上の請求があったときに開催する。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他重要な事項

4 会議の議事は出席者の過半数で決め、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (理 事 会)

第 1 4 条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。

2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。

3 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (三 役 会)

第 1 5 条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。

2 三役会は、会長が必要があると認めたとき会長が招集し、会長が議長となる。

3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。

(2) 会務の執行上必要なこと。

## 第 4 章 会 計

(経 費)

第 16 条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

## 第 5 章 補 則

(会則の改正)

第 18 条 本会則の改正は総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(委 任)

第 19 条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会にはかって定める。

附 則

この会則は、平成 4 年 5 月 17 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 17 年 5 月 14 日より施行する。

別表（第4条関係）

地区町内自治会連絡協議会名		
1	第 6 地区（小中台中学校区）	町内自治会連絡協議会
2	第 1 5 地区（轟町中学校区）	町内自治会連絡協議会
3	第 1 9 地区（稲毛中学校区）	町内自治会連絡協議会
4	第 2 0 地区（千草台中学校区）	町内自治会連絡協議会
5	第 2 5 地区（草野中学校区）	町内自治会連絡協議会
6	第 3 7 地区（山王中学校区）	町内自治会連絡協議会
7	第 3 9 地区（都賀中学校区）	町内自治会連絡協議会
8	第 4 1 地区（緑が丘中学校区）	町内自治会連絡協議会
9	第 4 9 地区（緑町中学校区 緑・黒砂）	町内自治会連絡協議会